

## シナリオ推計 1

## 出生率上昇シナリオ

## ① 少子化対策に係る我が国及び東京都の最近の主な方針等

## ＜国の方針等＞

- 「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 閣議決定）において、安心して妊娠・出産でき、誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられ、また、安心して医療にかかれるようにするための施策等が掲げられている。
- 「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 閣議決定）において、子ども・子育て支援の強化がうたわれ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う「子ども・子育て新システム」を創設するとされている。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成 24 年 3 月 政府の少子化社会対策会議決定）において、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築するとするなど、それぞれの役割を定義するとともに、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業、幼保一体化の取組を掲げている。

## ＜東京都の方針等＞

- 「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」（平成 22 年 4 月 東京都）において、
  - ①すべての子供達が個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える、
  - ②安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する、
  - ③社会全体で、子供と子育て家庭を支援する、という 3 つの理念の実現に向け、地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくりなど、5 つの目標を掲げている。
- 「2020 年の東京」（平成 23 年 12 月 東京都）において、「東京の保育力強化プロジェクト」がうたわれ、2020 年時点での到達目標として、「待機児童解消」に向け、保育所設置促進等の取組を更に強化し、保育サービス利用児童数を約 7 万人増加させるほか、社会全体での支援と併せて家庭や地域の子育て支援機能を復活し、子育て世代の背中を後押しする、などとしている。  
 また、向こう 3 か年の取組として、子供を産み育てる家庭を社会全体で支援し、少子化を打破すると称し、待機児童解消に向け、保育サービス利用児童数を 2 万 4 千人増加させるほか、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進のため、「とうきょう次世代育成サポート企業」登録企業数を 1,500 社増加させるとしている。

- 各区市町村においても、それぞれの地域特性に応じて、待機児童解消に向けた施策をはじめとする様々な子育て支援に取り組んでいる。

## ② シナリオ設定（出生率がフランス並みの水準に上昇するとするシナリオ）

1994年から2006年にかけて、約12年間で合計特殊出生率を1.66から、欧州一を誇る2.00まで回復させ、少子化対策の手本とも言われるフランスの事例を基に検討する。

### 【具体的推計手法】

- フランスでは1990年代前半から政策として少子化対策に力を入れており、合計特殊出生率は1994年の1.66を底に、2006年には2.00に上昇している（その後は、ほぼ横ばいで推移し、直近の2010年でも2.00）。
- 2006年でほぼ政策の効果が出たものと判断し、1994年から2006年の合計特殊出生率の変化に着目する。
- 東京の各区市町村において、1994～2006年におけるフランスの出生率の変化（1.66から2.00に上昇）の平均年率（12年間で $0.34 \div 12 = 0.028$ ）ずつ出生率が年々上昇し、フランス並みの合計特殊出生率（2.00）に達した後は同じ水準が維持されると仮定して、推計する。
- 推計に当たっては、出生率の仮定値を変更して計算を行う。
- 具体的には、2010の東京都各区市町村の合計特殊出生率をベースとし、1994～2006年におけるフランスの出生率の年平均増加率を、合計特殊出生率が2.00になるまで順次上乘せしていく。
- 以上により算出された出生率を基に、新たに常住人口の推計を行う。

合計特殊出生率の推移

年	フランス
1990	1.78
1991	1.77
1992	1.73
1993	1.66
1994	1.66
1995	1.71
1996	1.73
1997	1.73
1998	1.78
1999	1.81
2000	1.89
2001	1.90
2002	1.88
2003	1.89
2004	1.92
2005	1.94
2006	2.00
2007	1.98
2008	2.01
2009	1.99
2010	2.00

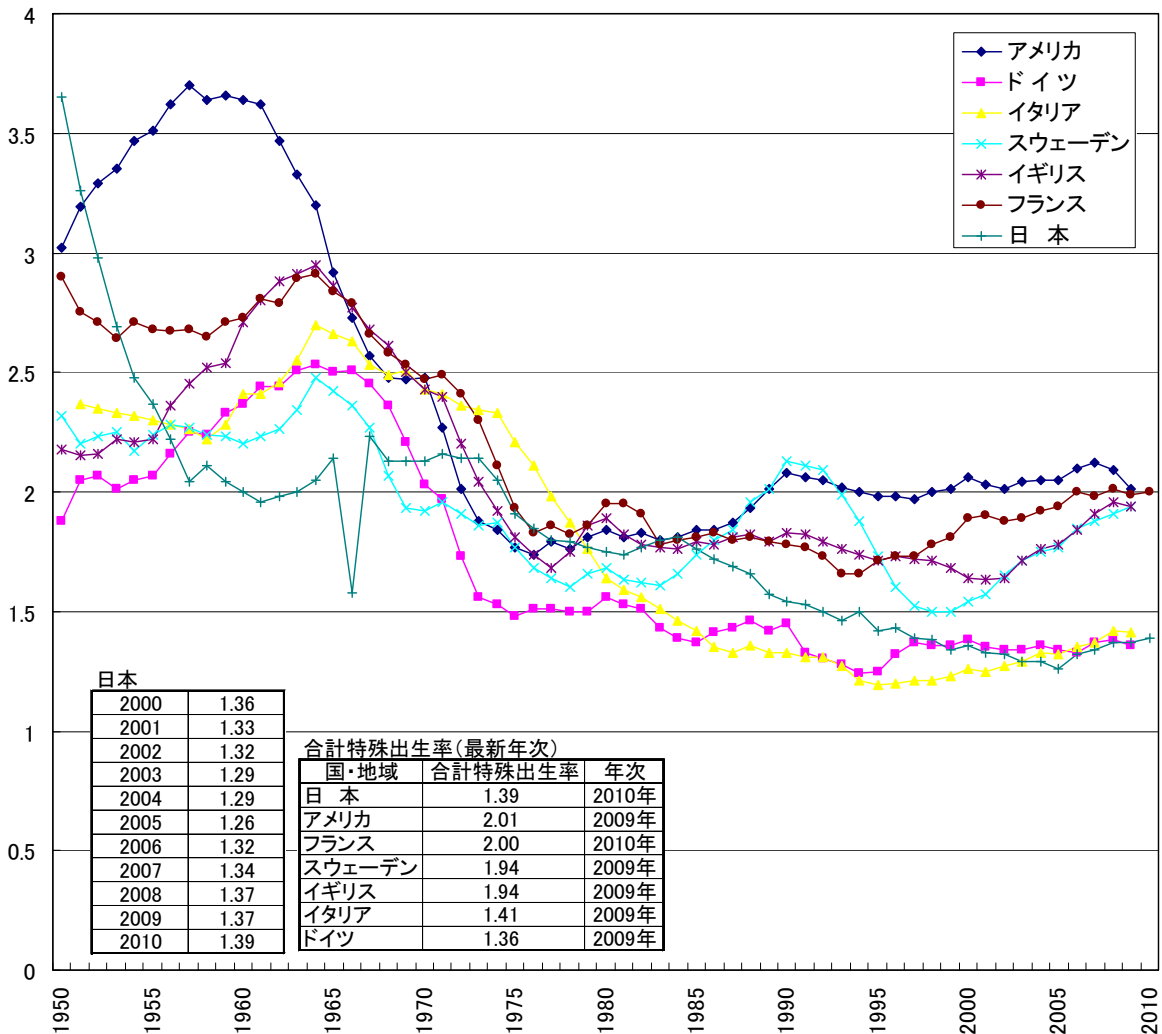
区市町村ごとに  
12年間の年平均  
上昇率  
0.028を  
当てはめ

東京都の出生率推計

年	ベース推計
2010	1.12
2020	1.09
2030	1.09
2040	1.09
2050	1.10
2060	1.11
2070	1.11
2080	1.12
2090	1.12
2100	1.13

シナリオ推計
1.12
1.41
1.70
1.92
1.99
2.00
2.00
2.00
2.00
2.00

《参考》各国の合計特殊出生率の推移



### ③フランスの主な子育て支援策

#### ■家族手当

20歳未満の子どもが2人以上いる世帯が対象（所得要件なし）

○支給月額（2011年）

・子ども2人：125.78ユーロ（14千円）

・子ども3人：286.94ユーロ（32千円）

・子ども4人：448.10ユーロ（49千円）

○以降、子ども1人につき161.17ユーロ（18千円）加算

#### ■乳幼児受入手当

原則として、3歳までの乳幼児のいる世帯が対象  
（出産手当）

○妊娠7か月目に支給

○支給額（2011年）：903.07ユーロ（99千円）

（基礎手当）

○子どもの誕生月から3歳になるまで毎月支給

○支給月額（2011年）：180.62ユーロ（19千円）

#### ■育児休業

子どもが3歳になるまで取得可能

#### ■保育サービス

○数種類の施設型保育や保育ママなど、多様な保育システムを整備

○2歳又は3歳からは幼稚園に入園可能で、保育料は無料

※ 2007年には、厚生労働省が、少子化対策の先進国として知られるフランスの子育て支援制度を、日本にもすべて適用した場合の費用を試算

※ 我が国とフランスの主な少子化施策の比較については、別紙1参照

※ 「東京の保育力強化プロジェクト」については、別紙2参照

## フランスと日本の主な少子化施策の比較

大分類	小分類	フランス	日本（国）	東京都
給付	変遷	1860年 海軍のみ家族手当制度開始 1884年 民間で家族手当制度導入 1932年 家族手当の公的制度開始	1971年 児童手当制度開始 2010年 子ども手当制度開始	1969年 児童手当制度開始 1972年 児童育成手当制度開始
	一般扶養給付	<b>家族手当</b> （所得要件なし） ○20歳未満の子どもが2人以上いる世帯が対象 ○一定年齢以上は加算制度あり <b>家族補足手当</b> （所得要件あり） ○3歳から21歳未満の子どもが3人以上いる世帯が対象 <b>家族支援手当</b> （所得要件あり） ○両親の一方又は双方を失った子の養育を行う家庭 <b>ひとり親手当</b> （所得要件あり） ○母子家庭ないし父子家庭	<b>子ども手当</b> （所得要件なし） ○15歳以下の子ども一人以上を扶養する保護者等に対し手当を支給 ○H24.6月より所得制限付き児童手当に変更 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>児童扶養手当</b>（所得要件あり）            ○18歳に到達後最初の3月31日が来る以前の（一定の障害を有する場合は20歳未満）子どものいる母子家庭または父子家庭等に支給         </div>	<b>児童育成手当</b> （所得要件あり） ○18歳未満の子どもがいる母子家庭または父子家庭等に支給
	乳幼児養育給付	<b>乳幼児受入手当</b> （下記①～④） ○3歳までの乳幼児のいる世帯が対象（④は6歳まで） ①出産又は養子手当 （所得要件あり） ○妊娠7か月目の世帯又は20歳未満の養子を引き取った世帯に支給 ②基礎手当（所得要件あり） ○生後0か月から3歳になるまで毎月支給 ③職業自由選択補足手当 （所得要件なし） ○子どもの養育のために就労が完全に、又は一部中断している場合に支給（支給期間は子ども1人の場合生後6か月まで、子ども2人以上の場合3歳まで） ④保育方法自由選択補足手当（所得要件なし） ○6歳までの子どもの保育方法を自由に選択できるよう、一定の条件のもと、子育て世帯が保育者（保育ママ等）を個人的に雇用等した場合の必要経費（保育者の賃金、社会保険料）の一部を支給（上限あり）	<b>出産育児一時金</b> ○健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給	<b>入院助産</b> （出産費用の助成） （対象者及び所得要件あり） ○出産に当たって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成

大分類	小分類	フランス	日本（国）	東京都
	特定目的給付	<p><b>特別教育手当</b> （所得要件なし） ○障害を持つ子どもに対し支給（障害の程度により加算あり）</p> <p><b>看護日額手当</b> （所得要件なし） ○3歳までの子どもの看護休暇取得時の所得保障（親が単身の場合、加算）</p> <p><b>新学年手当</b> （所得要件あり） ○6歳から18歳までの学齢期の子どもがいる世帯が対象</p> <p><b>家族住宅手当</b> ○家族手当を受給している家族に支給</p>	<p><b>特別児童扶養手当</b>（所得要件あり） ○20歳未満の一定の障害を持つ者を養育する父母又は養育者に対して支給（障害の程度により加算あり）</p> <p><b>障害児福祉手当</b>（所得要件あり） ○身体又は精神に重度の障害を有する児童に対して支給</p>	<p><b>児童育成手当（障害手当）</b>（所得要件あり） ○20歳未満の心身に一定の障害を持つ者に支給</p>
家族関係社会支出の比較		<p>2007年家族関係社会支出の対GDP比：3%（567億8,270万ユーロ 約9兆1,448億円） ※161円/€で換算</p>	<p>2007年家族関係社会支出の対GDP比：0.79%（4兆628億円）</p> <p>《参考》 平成24年度予算額（括弧内は国負担割合） ○子ども手当（国2/3）⇒2兆2,857億円 ○児童扶養手当（国1/2）⇒1,819億円 ○特別児童扶養手当（国ALL）⇒1,124億円 ○障害児福祉手当（国3/4）⇒516億円 ※H24厚労省予算額より</p>	<p>《参考》 平成24年度予算額 ○児童育成手当⇒9,616百万円 ○児童育成手当（障害手当）⇒646百万円 ※都H24予算額より</p>
税制	優遇措置	<p><b>家族除数制度（N分N乗方式）</b> 家族を課税の単位とみなし、家族の所得をすべて合計した額を家族係数（大人1、子ども2人目まで0.5、3人目以降1とみなし、世帯全員で合計した数値）で割って、係数1当たりの課税額を求め、この課税額に再び家族係数をかけて、家族全体の税額を計算</p>	<p><b>扶養控除</b> ※年少扶養控除（15歳以下適用）については、所得税は2011年1月分の徴収から、住民税は2012年6月分の徴収から、それぞれ廃止 ※特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分を2011年1月分から廃止</p>	

大分類	小分類	フランス	日本（国）	東京都
育児休業	休暇期間	○子が満3歳まで ○1年間の休業あるいは短時間勤務を2回まで更新可能	○子が満1歳（両親ともに取得した場合、1歳2か月）まで、保育所に入所できない等の場合、1歳半まで延長可能 ※育児・介護休業法	
	給付金	○第1子は最長6か月、第2子以降は3歳になる前の月まで	○原則1歳（上記の要件に従う）まで ※雇用保険法	

【参考文献及び資料】

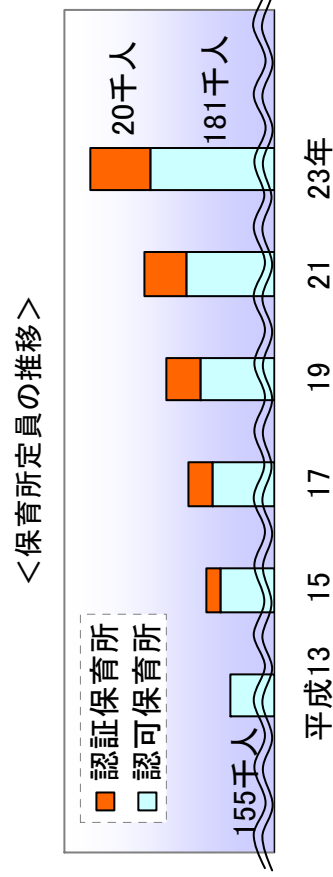
- フランス家族手当金庫（CAF）ホームページ
- 縄田康光『少子化を克服したフランス～フランスの人口動態と家族政策～』参議院「立法と調査」No. 297（2009.10）
- 山田千秀『フランス及びドイツにおける家族政策～海外調査報告～』参議院「立法と調査」No.310（2010.11）

# 東京の保育力強化プロジェクト

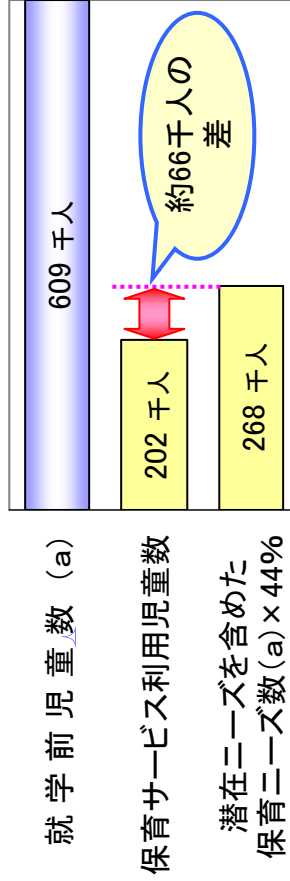
## 「駅ナカ」保育も活用し、7万人分の保育サービス創出で待機児童を解消する

### 現 状

- 認証保育所を中心にサービスを拡充するも、都内待機児童数は約8千人と高水準



- 潜在ニーズを含めると、約6万6千人分の保育サービスが不足
- ＜平成23年時点での都内の保育ニーズ等（推計）＞



(資料)「人口動態統計」(厚生労働省)等より作成  
※ 知事本局による推計

### 2020年の東京の姿

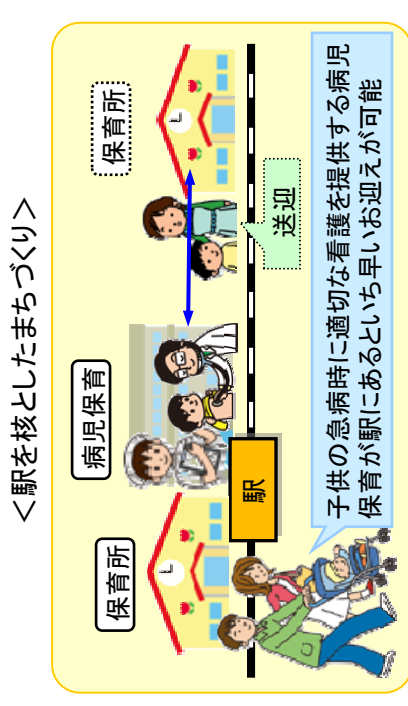
- 「待機児童解消」に向け、保育所設置促進等の取組を更に強化し、保育サービス利用児童数を約7万人増加へ
- 社会全体での支援と併せて、家庭や地域の子育て支援機能を復活し、子育て世代の背中を後押し

### 実現に向けた政策展開

#### 保育サービス等の拡充を加速

- 鉄道の駅ビル等を活用し、保育サービスを拡充
  - ・ 駅ビル等の「駅ナカ」や駅の近くの「駅チカ」など、駅型保育所の設置を促進
  - ・ 病児保育施設なども駅を中心に充実

利便性に優れた「駅ナカ」「駅チカ」保育所は、早く子供と会えるので親子で安心



認可・認証保育所の設置及び定員拡大の促進  
0～2歳児を中心に待機児童解消のための区市町村の取組を支援 など

引き続き  
重点的に推進

#### 待機児童解消と併せ、多様な保育サービス提供と子育てしやすいまちづくりを推進

#### 多世代間の子育て支援を促進

- 祖父母世代等による子育て世代へのサポートを促進
  - ・ 集合住宅における三世代近居や交流スペースの設置促進等により、多世代間の子育て支援を促進
  - ・ 空き住宅等を活用したNPOによる地域住民への子育てサービス提供等の取組を促進し、地域のつながりを強化

- ・ 育児と仕事の両立支援のための雇用環境整備
- ・ 相談や一時預かりを行う地域の子育て拠点の設置促進 など

引き続き  
重点的に推進



＜多世代共生の住まいと子育て支援のイメージ＞

家庭や地域の支え合いの「絆」を再生し、子育て家庭に多層的な支援を提供



## 将来人口等の推計から読み取れる東京の将来の姿

### 【シナリオ推計】

#### ■出生率上昇シナリオ

- 東京の総人口は、2030年の1,381万人をピークに、緩やかな減少傾向をたどるものの、出生率上昇により一定規模の人口が維持され、2100年には1,224万人と、ベース推計に比べ、約500万人の人口増となる。(図4-3-1、4-3-3)
  
- 老年人口比率は、2010年の約20%から2050年に約33%まで上昇するが、その後はほぼ横ばいで推移し、2100年には約30%と、ベース推計の46%と比べ高齢化の進展に歯止めがかかる。(図4-3-4)

図4-3-1 東京の将来人口推計(出生率上昇シナリオ)

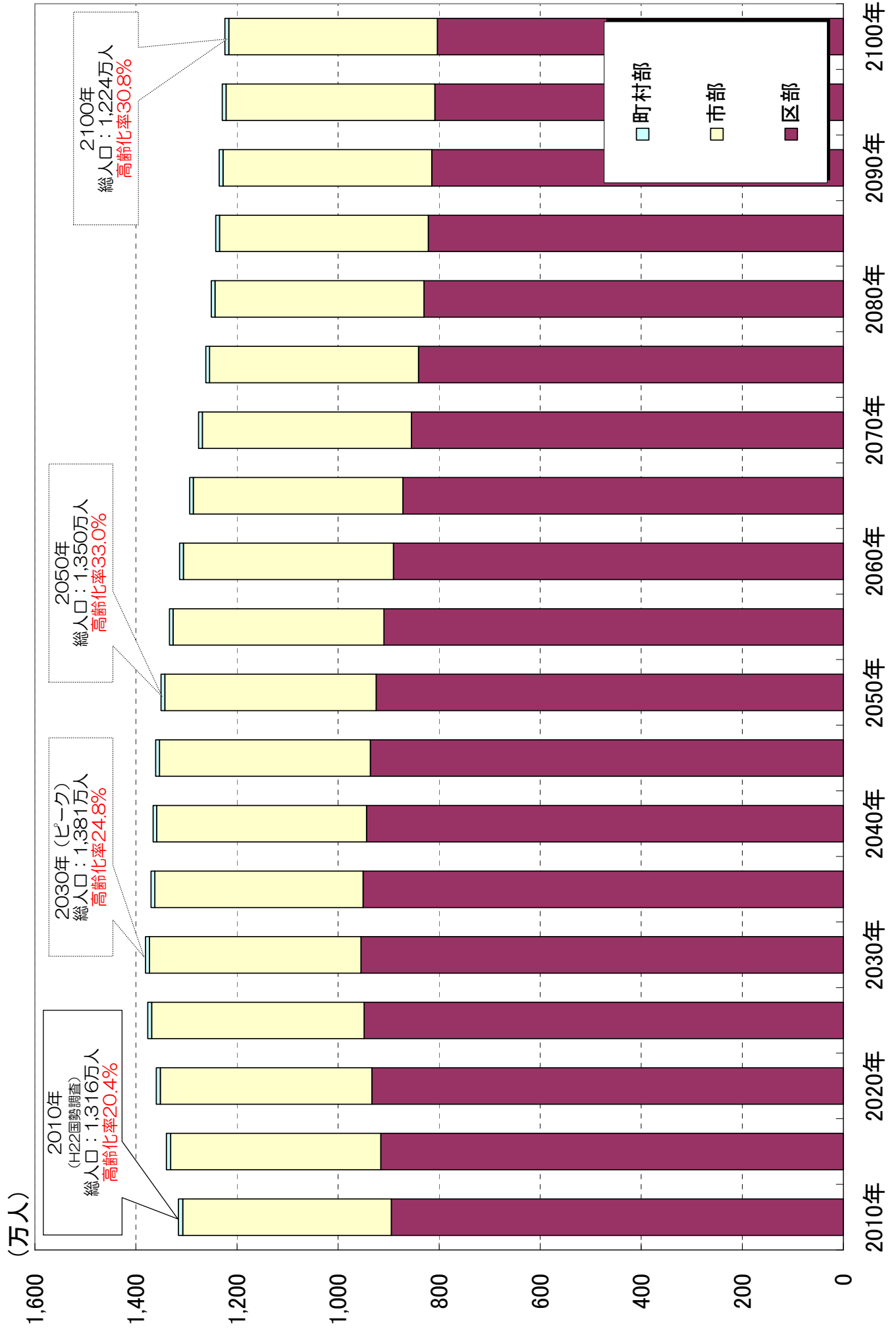
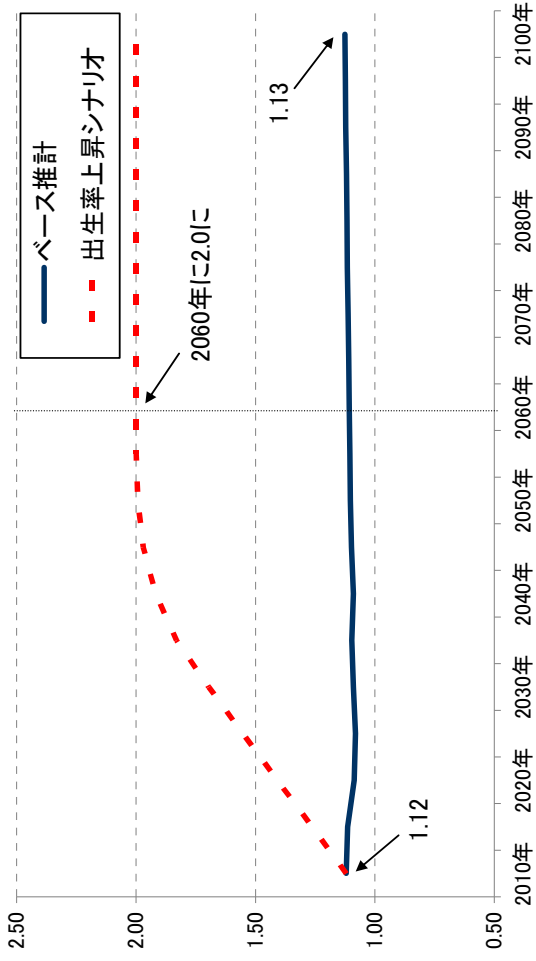
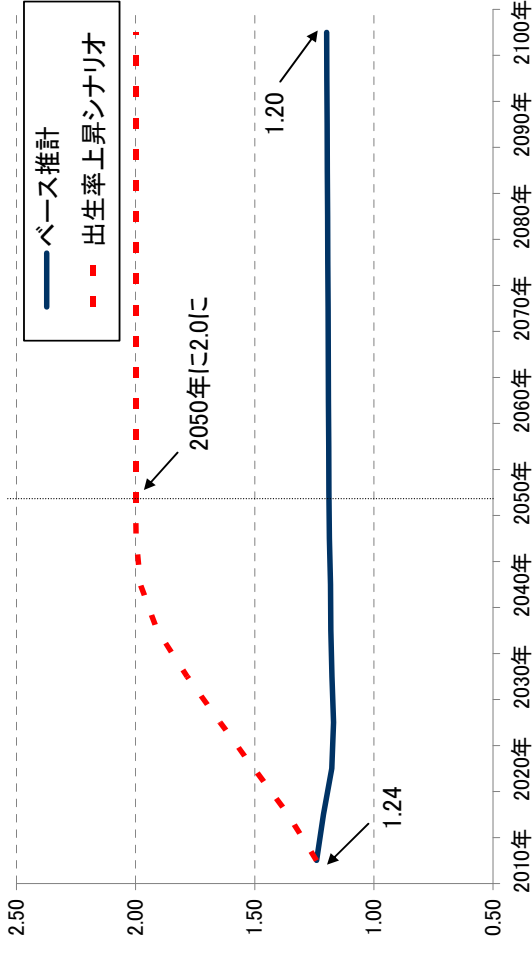


図4-3-2 東京の出生率の比較(ベース推計と出生率上昇シナリオ)

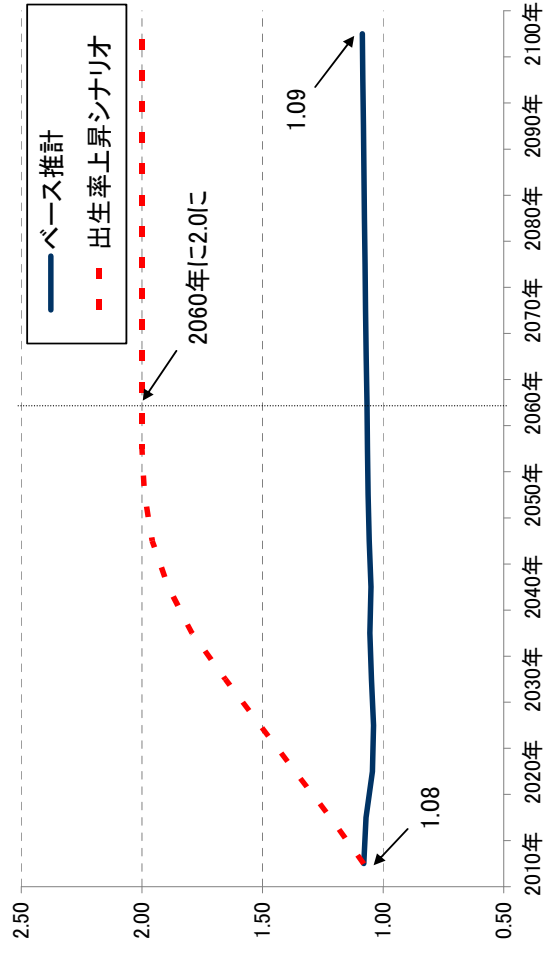
東京都 出生率の比較



市部 出生率の比較



区部 出生率の比較



町村部 出生率の比較

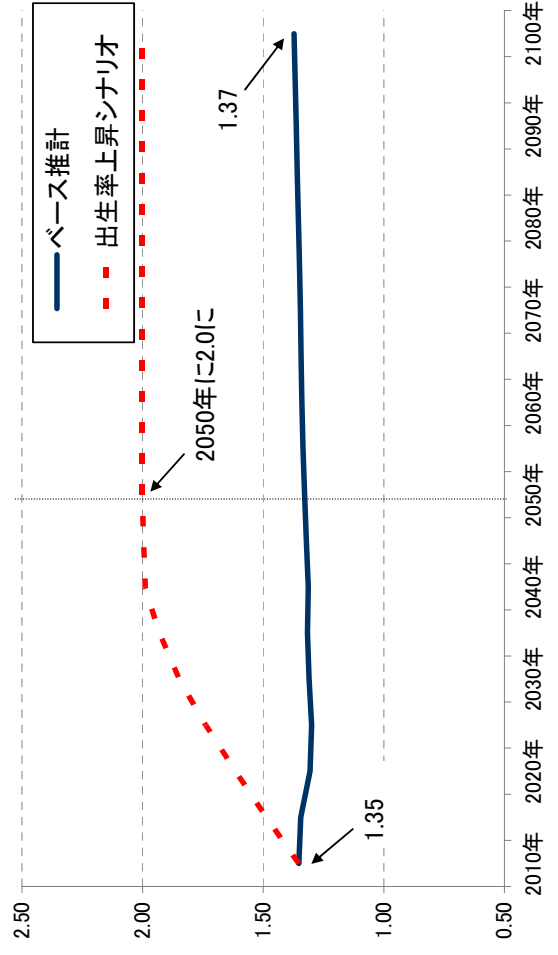


図4-3-3 東京の人口推計と比較(ベース推計と出生率上昇シナリオ)

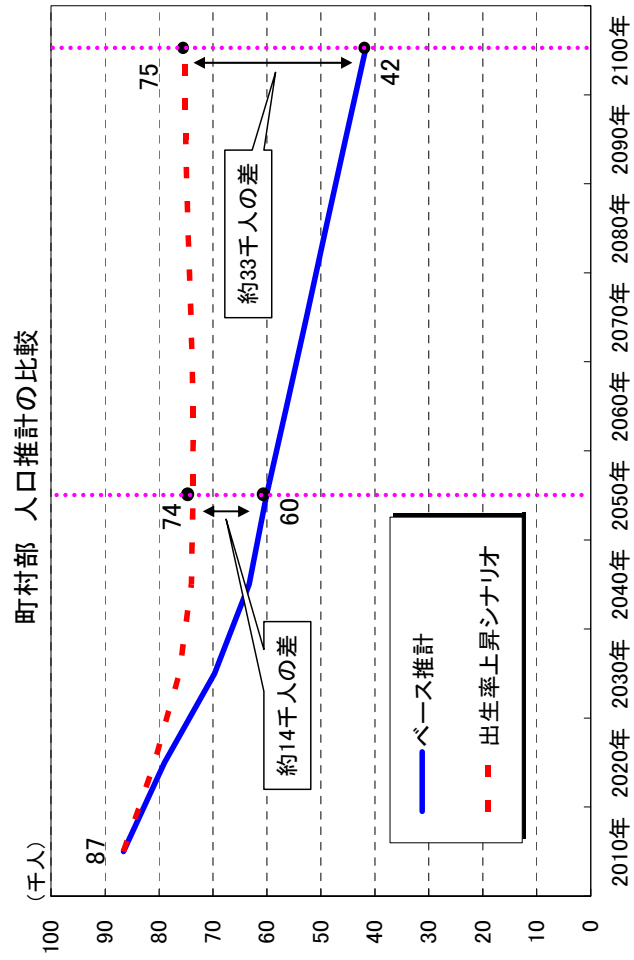
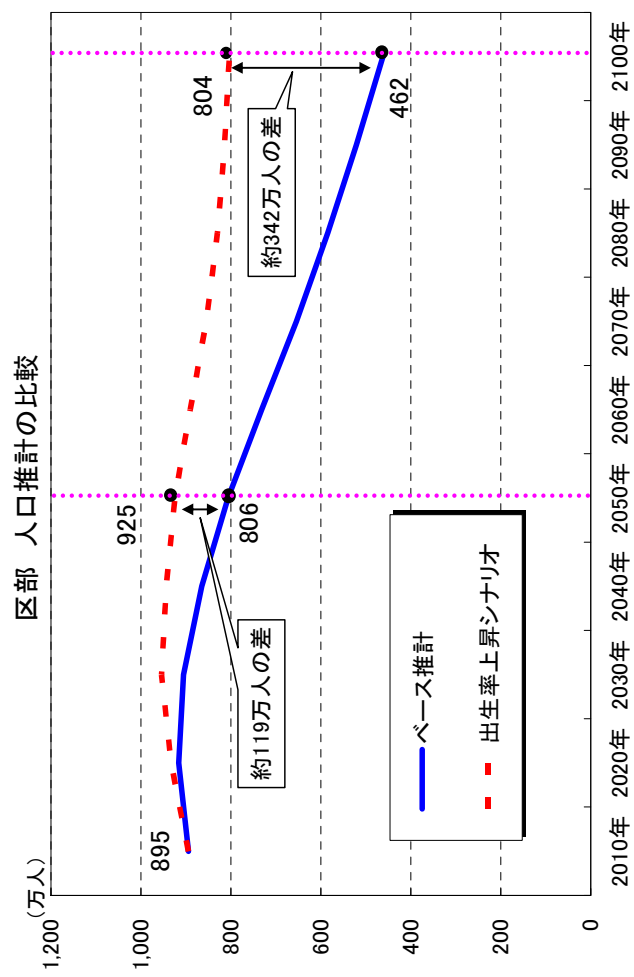
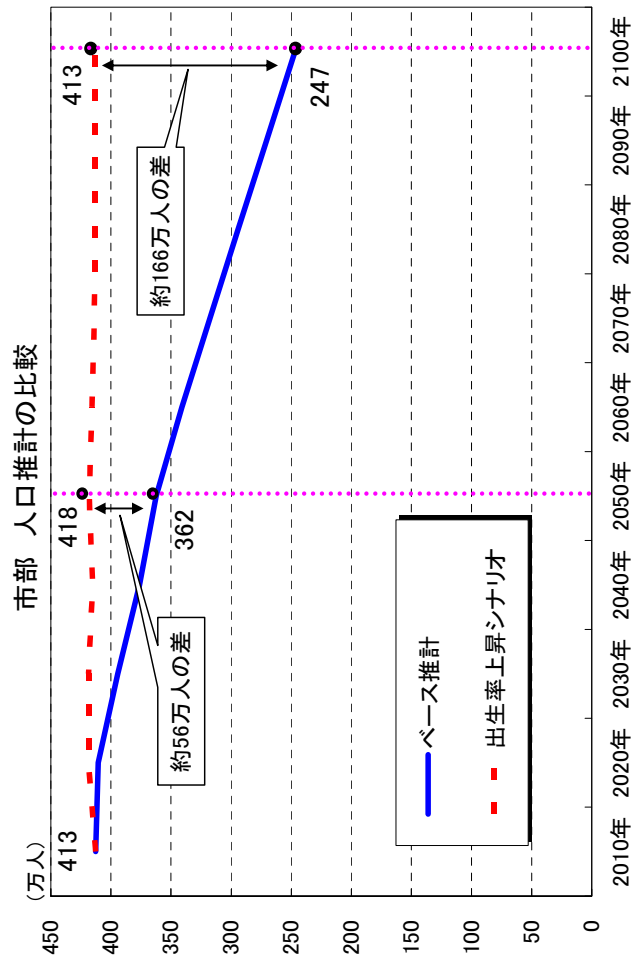
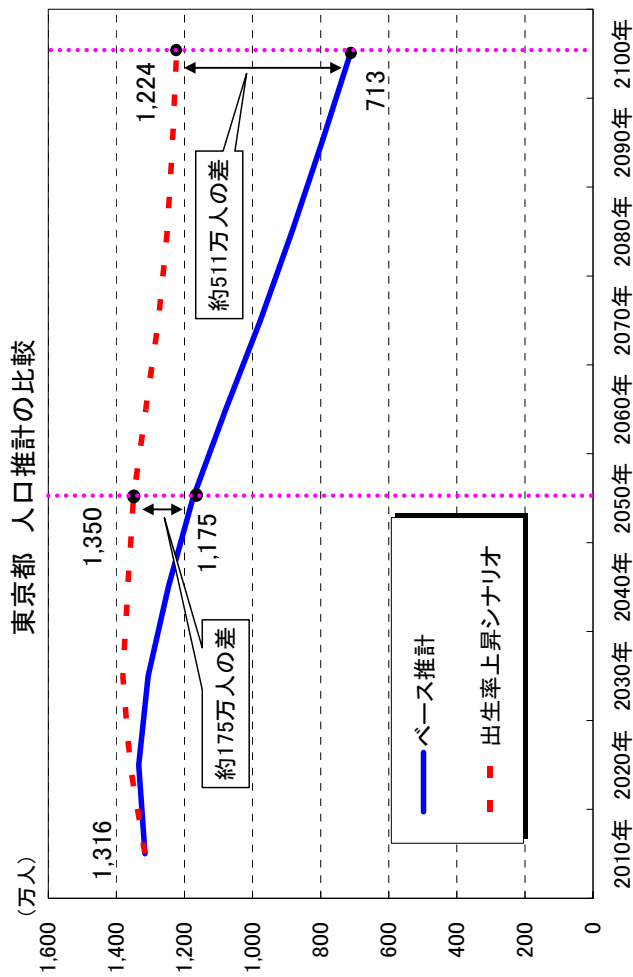
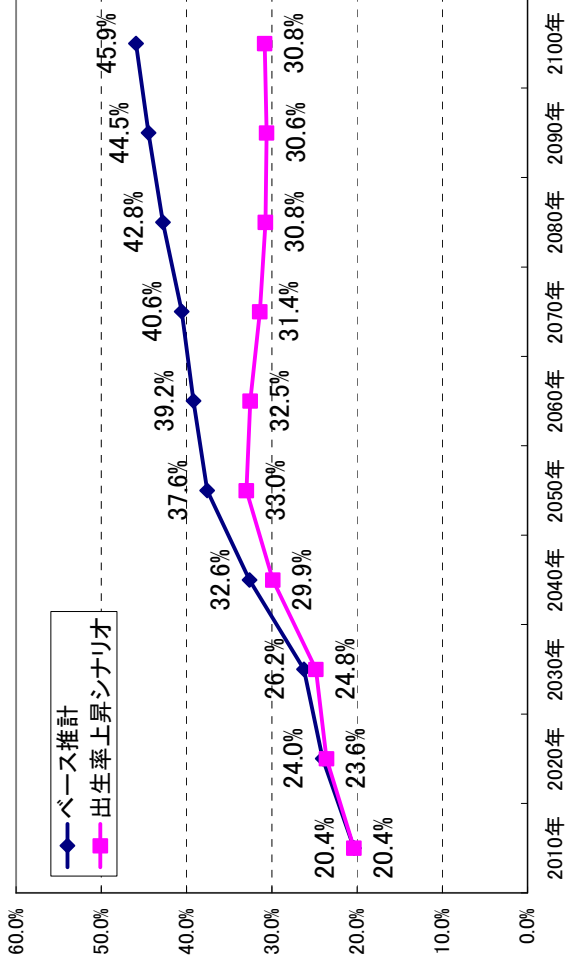
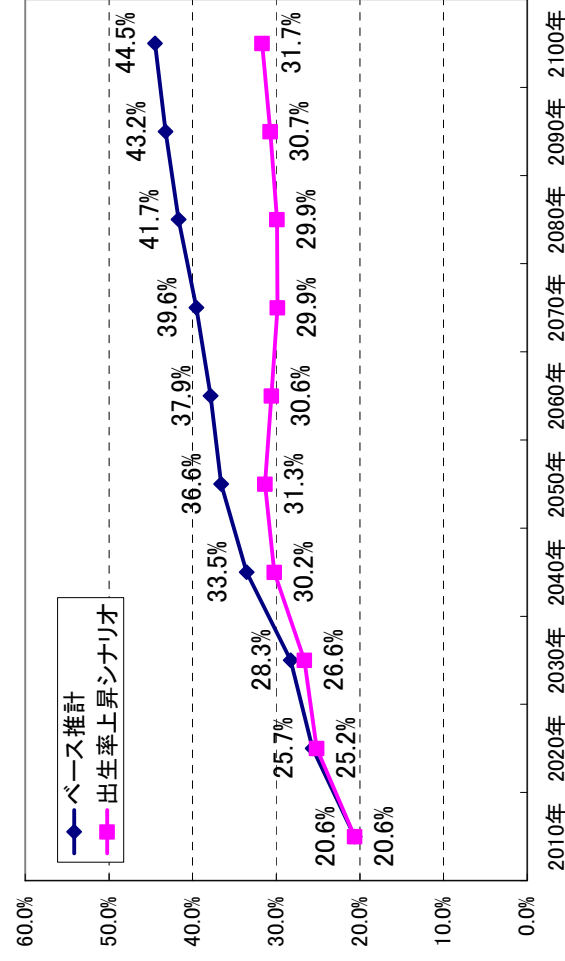


図4-3-4 東京の高齢化率の比較(ベース推計と出生率上昇シナリオ)

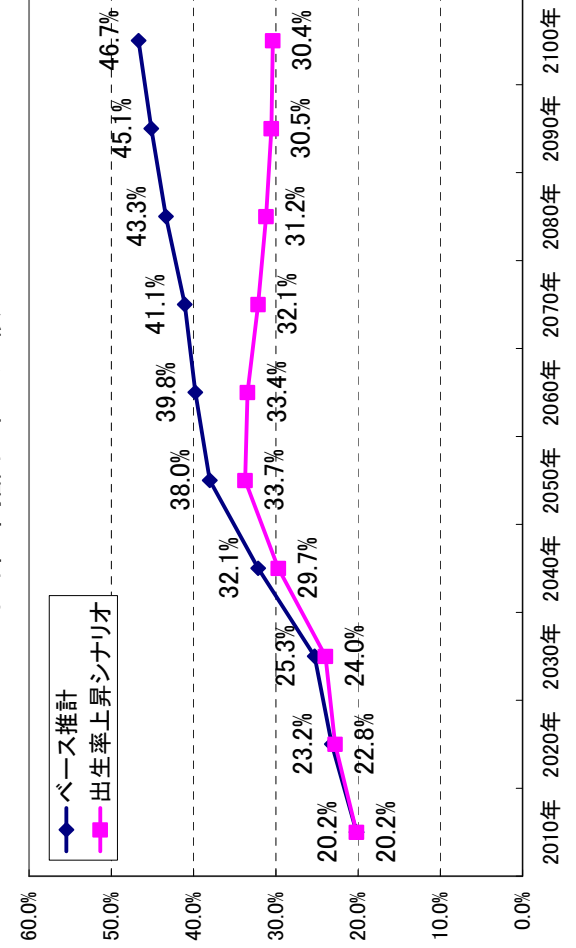
東京都 高齢化率の比較



市部 高齢化率の比較



区部 高齢化率の比較



町村部 高齢化率の比較

